

クラウドワークス利用規約 新旧対照表

条項	新	旧
第2条 定義	<p>(13)「仮払い」:第16条第1項に定めるいずれかの方法により支払われた本取引にかかる金銭の支払いのうち、オプション料金及び追加支払料金以外のものをさします。</p> <p>(削除)</p> <p>(14)「登録情報」:会員登録手続で入力・提供された一切の情報をさします。</p>	<p>(13)「仮払い」:第16条第1項に定めるいずれかの方法により支払われた本取引にかかる金銭の支払いのうち、オプション料金及び追加支払料金以外のものをさします。</p> <p>(14)「預託金制度」:弊社が別途承諾した場合において、クライアントが弊社に対して預託金を収めることにより、クライアントからワーカーに対する本取引の報酬の支払いを担保する制度をさします。</p> <p>(15)「登録情報」:会員登録手続で入力・提供された一切の情報をさします。</p>
第8条 システム利用料及び保証料について	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし</p> <p>(削除)</p> <p>なお、コンペ保証料の支払いの時期及び方法については、第 16条に定めるところに従うものとします。</p>	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし</p> <p>但し、クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額(ワーカーへの支払いが確定していないコンペ形式の報酬総額とタスク形式の予算総額を含みます。)と当該報酬金額との合計額が、預託金の額を超えない場合には、コンペ保証料を支払わないことができるものとします。</p> <p>なお、コンペ保証料の支払いの時期及び方法については、第 16条に定めるところに従うものとします。</p>
第8条 システム利用料及び保証料について	<p>5. クライアントがタスク形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でタスク保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、タスクの依頼に際して設定したタスクの単価の総数とタスクごとの単価を乗じた総額(以下「予算額」といいます。)をタスク保証料として支払うものとし</p> <p>(削除)</p> <p>なお、タスク保証料の支払いの時期及び方法については、第 16条に定めるところに従うものとします。</p>	<p>5. クライアントがタスク形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でタスク保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、タスクの依頼に際して設定したタスクの単価の総数とタスクごとの単価を乗じた総額(以下「予算額」といいます。)をタスク保証料として支払うものとし</p> <p>但し、クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額(ワーカーへの支払いが確定していないコンペ形式の報酬総額とタスク形式の予算総額を含みます。)と当該予算額との合計額が、預託金の額を超えない場合には、タスク保証料を支払わないことができるものとします。</p> <p>なお、タスク保証料の支払いの時期及び方法については、第 16条に定めるところに従うものとします。</p>
第8条 システム利用料及び保証料について	<p>7. 以下の各号の一に該当する場合、弊社は、クライアントに対し、第5項のタスク保証料を、以下の各号の定めにしたがって返金するものとし</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8. 会員間での連絡は、原則として本サービス内において行うものとします。但し、弊社が事前に承諾した場合はこれに限りません。</p>	<p>7. 以下の各号の一に該当する場合、弊社は、クライアントに対し、第5項のタスク保証料を、以下の各号の定めにしたがって返金するものとし</p> <p>(略)</p> <p>8. クライアントが預託金制度を利用する場合、クライアントは弊社に対し、預託金を支払うものとし。この場合において、クライアントが、第16条第2項第2号但書に定める後払い又は同項第5号若しくは同項第7号に定める払込みを怠った場合には、当然に、預託金を当該後払い又は払込みに充当するものとし</p> <p>9. 弊社は、弊社の判断で、クライアントに対し、預託金の全部又は一部を返還できるものとし。また、クライアントは、弊社に対し、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額を控除した範囲で、預託金の返還を求めることができるものとし</p> <p>10. 会員間での連絡は、原則として本サービス内において行うものとします。但し、弊社が事前に承諾した場合はこれに限りません。</p>

クラウドワークス利用規約 新旧対照表

条項	新	旧
第16条 決済手続き	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし、</p> <p>(略)</p> <p>(2) プロジェクト形式の場合、クライアントは、ワーカーに対する報酬支払義務が発生した場合、当該報酬につき、時間単価制の取引については報酬確定の単位となる週(第11条第1項参照)の前週日曜日までに、固定報酬制の取引については作業を開始する日の前日までに、仮払いを行うものとします。但し、以下の場合には、当該報酬の後払いを認めるものとし、ワーカーはこれに同意するものとします。その場合は月末締め翌月末日払いで弊社指定の銀行口座への振込又はクレジットカード決済による払込みを行うものとし、ワーカーはこれに同意するものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>・クライアントが、弊社の定める与信基準に基づいた与信審査を通過した場合</p>	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし、</p> <p>(略)</p> <p>(2) プロジェクト形式の場合、クライアントは、ワーカーに対する報酬支払義務が発生した場合、当該報酬につき、時間単価制の取引については報酬確定の単位となる週(第11条第1項参照)の前週日曜日までに、固定報酬制の取引については作業を開始する日の前日までに、仮払いを行うものとします。但し、以下の場合には、当該報酬の後払いを認めるものとし、ワーカーはこれに同意するものとします。その場合は月末締め翌月末日払いで弊社指定の銀行口座への振込又はクレジットカード決済による払込みを行うものとし、ワーカーはこれに同意するものとします。</p> <p>・クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額と当該報酬金額との合計額が、預託金の額を超えない場合</p> <p>・クライアントが、弊社の定める与信基準に基づいた与信審査を通過した場合</p>
第16条 決済手続き	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし、</p> <p>(略)</p> <p>(4) コンペ形式の場合、クライアントは、第8条第2項のコンペ保証料について、第14条第2項の募集期間の開始日の前日までに、仮払いを行うものとします。</p>	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし、</p> <p>(略)</p> <p>(4) コンペ形式の場合、クライアントは、第8条第2項のコンペ保証料について、第14条第2項の募集期間の開始日の前日までに、仮払いを行うものとします(但し、第8条第2項但書により預託金制度を利用する場合は除きます。)</p>
第16条 決済手続き	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし、</p> <p>(略)</p> <p>(6) タスク形式の場合、クライアントは、第8条第5項のタスク保証料について、第15条第2項の応募期間の開始日の前日までに、仮払いを行うものとします。</p>	<p>2. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合、弊社及びクライアント間でコンペ保証料に関する金銭預託契約が成立するものとし、クライアントは、当該契約に基づき、弊社に対して、仕事の依頼に際して設定した報酬金額と同額のコンペ保証料を支払うものとし、</p> <p>(略)</p> <p>(6) タスク形式の場合、クライアントは、第8条第5項のタスク保証料について、第15条第2項の応募期間の開始日の前日までに、仮払いを行うものとします(但し、第8条第5項但書により預託金制度を利用する場合は除きます。)</p>
第22条 禁止事項	<p>(27) 弊社を介さない業務の依頼、金銭の支払い、その他直接取引を想起させる行為(弊社が事前に承諾をした場合を除く)</p> <p>(28) 本サービスの利用に伴い取得した他の会員の情報を用いて、第三者(自己のグループ企業等を含みますが、この限りではありません。))に対して、弊社を介さずに、当該会員を紹介・取次等を行う行為</p> <p>(29) 類似する内容の業務の依頼を同時期に複数回投稿する行為</p>	<p>(27) 弊社を介さない業務の依頼、金銭の支払い、その他直接取引を想起させる行為(弊社が事前に承諾をした場合を除く)</p> <p>(28) 類似する内容の業務の依頼を同時期に複数回投稿する行為</p>
第26条 規約違反への対処及び違約金等	<p>5. 弊社は、利用者が第8条第9項又は第16条第6項に違反した場合、当該利用者の登録解除等弊社が必要と判断する措置を講ずることができるものとします。</p>	<p>5. 弊社は、利用者が第8条第11項又は第16条第6項に違反した場合、当該利用者の登録解除等弊社が必要と判断する措置を講ずることができるものとします。</p>